

別表第3（第8条、第9条、第13条関係）

生活関連施設の種類	図書	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置及び建築物の位置並びに敷地内の通路、駐車場及びその他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床の高低並びに廊下等、階段、傾斜路及びその他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、建築物の位置、改札口の位置及び幅並びに別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、改札口の位置及び幅並びに別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置及び幅並びに別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置並びに園路その他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
路外駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口の位置並びに車いす利用者用駐車施設その他の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法※
共通	その他知事が必要と認める図書	

備考 ※については、廊下等、階段、傾斜路、便所等の別表第2の整備項目の欄に掲げる項目の位置及び寸法を記入すること。ただし、各項目の整備基準の中で数値基準を定めていないものの寸法は、記入不要とする。